

荒田地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 6 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	1 経営体	(個人 : 1 法人 : 0)
認定新規就農者	0 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	12 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

竹部・野津田中地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

竹部・野津田中地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 5 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	3	経営体	(個人:3	法人:0)
認定新規就農者	1	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	10	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

南迫地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南迫地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 6 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	4 経営体	(個人 : 1 法人 : 3)
認定新規就農者	0 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	0 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については参入した認定農業者（個人、法人）に大部分が集約済み。

今後も畑作地については営農している農業者に集積・集約を行うが、

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によっては

プランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

鼓石地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鼓石地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 6 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	4 経営体	(個人 : 3 法人 : 1)
認定新規就農者	2 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	0 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規就農者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については参入した認定農業者（個人、法人）に大部分が集約済み。

今後も畑作地については営農している農業者に集積・集約を行うが、

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によっては

プランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

鍋田地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鍋田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 12 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	2	経営体	(個人:2	法人:0)
認定新規就農者	0	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	6	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

木所地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

木所地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	1 経営体（個人：1 法人：0）
認定新規就農者	1 経営体
集落営農	0 組織
個人	13 経営体
法人	0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集積については、農地中間管理事業を活用し、地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

平野地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 1 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	5	経営体	(個人:4	法人:1)
認定新規就農者	0	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	8	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

持田地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

持田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	2	経営体	(個人:2	法人:0)
認定新規就農者	0	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	5	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

新生地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

新生地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	1 経営体	(個人 : 1 法人 : 0)
認定新規就農者	1 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	2 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

於無礼地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

於無礼地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	0	経営体	(個人:0	法人:0)
認定新規就農者	1	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	1	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

尾原地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

尾原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 1 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	4 経営体	(個人 : 4 法人 : 0)
認定新規就農者	1 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	5 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権の交換をしようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によっては

プランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」

に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

石上地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

石上地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 1 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	4 経営体	(個人 : 3 法人 : 1)
認定新規就農者	0 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	11 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権の交換をしようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

乙見地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

乙見地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	7	経営体	(個人:7	法人:0)
認定新規就農者	0	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	0	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

利野地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

利野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 2 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	1 経営体	(個人 : 1 法人 : 0)
認定新規就農者	0 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	1 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖をかいしょうするため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によっては

プランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」

に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

川平地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川平地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 10 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	5	経営体	(個人:4	法人:1)
認定新規就農者	4	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	4	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圖を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については、既に農業生産法人に集約化が進んでいる地域。

当面は現状を維持しながら営農を行い、

状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」

に農地を集約し、荒廃化防止に努めている。

落谷地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

落谷地区（蕨野、黒土、落谷、下落谷）

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	8 経営体	(個人 : 3 法人 : 5)
認定新規就農者	1 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	0 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

長小野地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

長小野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	2	経営体	(個人:1	法人:1)
認定新規就農者	1	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	0	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集積については、農地中間管理事業を活用し、地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

東光寺地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東光寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	5 経営体	(個人 : 3 法人 : 2)
認定新規就農者	0 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	1 経営体	
法人	1 経営体	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

東光寺地区は、水田は農地利用改善組合を立ち上げ、畑については茶を栽培する企業への集積されており、担い手は十分確保されている。

今後は、現状を維持しながら営農を行い、耕作ができなくなったら

中心となる経営体へ農地の集積を行うようなプランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

御霊園地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

御霊園地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 28 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	3	経営体	(個人:3	法人:0)
認定新規就農者	0	経営体				
集落営農	0	組織				
個人	2	経営体				
法人	0	経営体				

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、

原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の

「中心となる担い手」に農地を集約し荒廃化防止に努める。